

## 埼玉県大規模小売店舗立地法事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に係る大規模小売店舗の新設、変更等の事務処理に関し、必要な事項を定める。

### (適用)

第2条 大規模小売店舗の新設、変更等の届出については、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語)

第3条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか法、施行令及び施行規則において使用する用語の例による。

### (計画概要書)

第4条 埼玉県（以下「県」という。）は、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出を行う者（以下「届出を行う者」という。）に対し、必要に応じて、届出に先立って計画概要書の提出を求める。

2 届出を行う者は、計画概要書を別に定める記載例を参考に作成し、県へ提出する。

3 県は、前項により提出された計画概要書を次の各号のとおり送付する。

(1) 当該届出に係る大規模小売店舗等及びその附属施設の敷地に属する市町村（以下「所在地市町村」という。）及び関係する周辺の市町村（以下「関係市町村」という。）

(2) 所在地市町村を所管する県の機関である地域振興センター（以下「所管地域振興センター」という。）、所在地市町村に存する商工会又は商工会議所（以下「所在地商工会等」という。）及び関係市町村に存する商工会又は商工会議所（以下「関係商工会等」という。）

(3) 関係する道路管理者

4 関係市町村とは、当該届出に係る店舗から半径500mの範囲にある市町村をいう。ただし、地域の実情を勘案し、県が必要であると認める場合には、関係市町村の範囲を拡げることができる。

### (交通協議の実施)

第5条 県は、届出を行う者から計画概要書が提出されたときには、所在地市町村に対して、交通協議の開催を依頼する。

2 所在地市町村は、前項の依頼があったときには、交通協議を開催するよう努める。

3 交通協議の構成員は、県（大規模小売店舗立地法所管課（「以下「所管課」という。））及び県警察本部（所轄署を含む。）、所在地市町村、関係市町村及び関係する道路管

理者等とする。

- 4 県は、交通協議の実施に際し、関係行政機関との個別協議や交通調査の結果等必要なデータの収集、作成を設置者に求める。

(動的交通シミュレーションの実施)

第6条 県は、原則として店舗面積が10,000㎡以上の店舗の新設又は必要と認められる場合には、設置者に動的交通シミュレーションによる交通予測を求める。

(新設、変更等の届出)

第7条 県が届出に際し設置者に求める提出部数並びに県が受領した届出の送付先は、別表のとおりとする。

(届出等の公告)

第8条 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む)、法第6条第6項、法第8条第3項、法第8条第6項及び法第9条第3項の規定による公告は、県ホームページ等の県が適切と認める方法により行うものとする。

(届出等の縦覧)

第9条 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。)、法第8条第3項及び法第8条第6項の規定による縦覧は、所管課及び所管地域振興センターにおいて行う。

2 県は、前項のほか、必要と認める方法により縦覧を行うことができる。

3 前2項の縦覧できる日及び時間は、前2項の施設の開庁日及び開庁時間内とする。

(軽微な変更の通知)

第10条 県は、設置者から提出された軽微変更適用願(様式第1)に基づき、施行規則第8条で定める軽易な変更該当すると認めるときは、その旨を設置者及び所在地市町村に通知する。

(説明会の開催回数)

第11条 法第7条第1項の規定による説明会の開催については原則1回とし、施行規則第11条第1項ただし書きにより県が必要と認める場合の開催回数は、次のとおりとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、店舗面積の合計が

10,000㎡以上のもの 2回

(2) 法第5条第1項の規定による届出及び法第6条第2項(法附則第5条第1項の規定による届出を法第6条第2項の規定による届出とみなす場合を含む。)の規定による届出に係る説明会であって、当該大規模小売店舗の変更事項に、営業時間又は荷捌きについて22時から翌6時までの時間帯が含まれるとき 2回

(3) 前2号のほか、特に県が必要と認めた場合には、3回を上限として、知事が指定する回数

- 2 前項の規定にかかわらず、特別な事情があると認められる場合には、県は説明会の開催回数を減ずることができる。
- 3 県は、第1項第3号の規定に基づき説明会の回数を指定した場合及び前項の規定に基づき説明会の開催回数を減じた場合は、その旨を届出者及び所在地市町村へ通知する。
- 4 説明会開催者は、説明会の開催の場所及び日時等について市町村の意見を聴くこと等により、地域の多くの住民等が説明会に参加できるように努めるものとする。

(説明会を掲示に代える場合)

- 第12条 県は、設置者から説明会開催免除適用願(様式第2)が提出された場合で、施行規則第11条第2項に基づき、説明会を開催する必要がないと認めるときには、その旨を設置者及び所在地市町村に通知する。ただし、県は、説明会を開催する必要がないと認めるに当たり、所在地市町村に意見を聴かなければならない。
- 2 施行規則第11条第2項の規定による掲示は、様式第3により届出等が縦覧に供されている期間行うものとする。
  - 3 前項の規定による掲示は、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

(説明会の開催の公告)

- 第13条 法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告の範囲は、次のとおりとする。ただし、県は、地域の実情を勘案し、必要があると認める場合には、説明会の開催の公告の範囲を拡げることができる。また、説明会の開催の公告の範囲のうち、県以外の地域については、関係都県と協議の上、決定する。
- (1) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、店舗面積の合計が10,000㎡未満のもの、又は、法附則法第5条第1項及び法第6条第2項の届出に係る説明会の場合は、当該大規模小売店舗を中心とする半径500mの区域
  - (2) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、店舗面積の合計が10,000㎡以上のものは、当該大規模小売店舗を中心とする半径1kmの地域
- 2 前項の規定により公告する事項として県は、法第7条第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項を求めるものとする。
    - (1) 当該大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (2) 当該大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
    - (3) 当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計
    - (4) 開店時刻及び閉店時刻
  - 3 第1項の規定による公告の方法については、時事に関する事項を掲載する3紙以上の日刊新聞への折り込みチラシ、ポスティング(業者委託による全戸配布)の方法又は県が適切と認める方法とする。併せて、現地に掲示するなど、より幅広く周知に努めるものとする。

(説明会を開催することができないと認める場合)

第14条 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由で法第7条第1項で規定する説明会を開催することができない場合には、その旨を説明会開催不能報告書（様式第4）により県に報告する。

2 県は、前項の報告を受け、施行規則第13条第1項に掲げる事由に該当すると認めるときは、その旨を説明会開催者、所在地市町村及び所在地商工会等に通知する。

（説明会実施状況報告書の提出）

第15条 説明会開催者は、説明会開催後（法第7条第4項の規定による周知を行った場合を含む。）、すみやかに説明会実施状況報告書（様式第5）を県に提出する。

2 設置者は、施行規則第11条第2項の規定による掲示が行われた場合、すみやかに説明会を掲示に代えた報告書（様式第6）を提出する。

（意見書の提出）

第16条 法第8条第2項の規定に基づき意見を述べようとする者は、原則として意見書（様式第7）により、所管課に提出する。

（意見書の公告及び縦覧）

第17条 県は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、個人情報保持又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について法第8条第3項の規定による公告及び縦覧を行わない場合がある。

（県の意見）

第18条 県は、法第8条第4項の規定により意見を述べた場合又は意見を有しない旨の通知をしたときには、その旨を所在地市町村及び所在地商工会等へ通知する。

（添付書類変更願の提出）

第19条 設置者は、法第8条第4項の規定により県から意見を述べられ、変更しない旨の通知を行った届出について、添付書類の内容を変更しようとするときには、添付書類変更願（様式8）を県に提出する。

（勧告）

第20条 県は、法第9条第1項の規定により勧告したときには、その旨を所在地市町村及び所在地商工会等へ通知する。

（公表）

第21条 県は、法第9条第7項の規定による公表をするときには、県ホームページで公告するほか、報道機関等への資料提供その他県が適当と認める方法により行う。

2 法第9条第7項の規定により公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 法第9条第1項の規定による勧告に係る届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 従わないこととされた法第9条第1項の規定による勧告の内容

(5) その他知事が必要と認める事項

3 県は、法第9条第7項の規定による公表をするときは、その旨を届出者に通知する。

4 県は、法第9条第7項の規定による公表をしたときには、その旨を所在地市町村及び所在地商工会等へ通知する。

(届出書の取り下げ)

第22条 設置者は、法第5条第1項の届出をした店舗について、新規開店以前に出店計画をとり止めるときには、届出取下書（様式第9）を県に提出する。

2 法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出について、変更する日以前に変更計画をとり止めるときについても前項と同様とする。

(附則)

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

届出内容	県への提出部数 (紙媒体)	県からの送付先
法第5条第1項の規定による届出及び同条第2項の書類	4部または5部 (案件により異なる)	所在地市町村 関係市町村 所管地域振興センター 所在地商工会等 関係商工会等 関係する道路管理者
法第6条第2項の規定による届出及び同条第3項の書類	4部または5部 (案件により異なる)	所在地市町村 所管地域振興センター 所在地商工会等
法附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出	4部または5部 (案件により異なる)	※案件により関係商工会、 関係市町村、関係する道路 管理者
法第6条第1項の規定による届出	—	所在地市町村 所管地域振興センター 所在地商工会等
法第6条第5項の規定による届出	1部	
法第11条第3項の規定による届出	1部	
法第8条第7項の届出又は通知	1部	
法第8条第8項(法第9条第5項において準用する場合を含む。)の書類	1部	
法第9条第4項の届出	1部	
届出取下書	1部	

※すべての届出書について、電子データを送付することとする。

様式第 1 (要綱第 10 条関係)

軽微変更適用願

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

下記の届出について、大規模小売店舗立地法施行規則第 8 条の規定を適用し、軽微な変更として取り扱われますようご承認下さい。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
- 3 届出年月日
- 4 軽微な変更とする理由

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第2（要綱第12条第1項関係）

説明会開催免除適用願

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

下記の届出について、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定を適用し、法第7条第1項の規定による説明会を届出等の要旨を掲示することにより行うものとする  
ことをご承認下さい。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
- 3 届出年月日
- 4 説明会を開催する必要のない変更とする理由

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3（要綱第12条第2項関係）

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定による掲示

項 目		内 容
大規模小売店舗立地法第6条第2項、法附則第5条第1項の規定による届出年月日		年 月 日
大規模小売店舗の建物設置者		
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
変更しようとする事項	変更前	
	変更後	
変更の年月日		
変更する理由		

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A3（297mm×420mm）以上とする。

様式第4（要綱第14条第1項関係）

説明会開催不能報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

埼玉県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催することのできない事由
  - 天災、交通の途絶その他の不測の事態によるもの（施行規則第13条第1項第1号）  
（具体的な事由）
  - 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによるもの（施行規則第13条第1項第2号）  
（具体的な事由）

- （備考）
- 1 説明会を開催することのできない事由については、該当する項目の□に印をつけてください。
  - 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 3 ※印の項は記載しないこと。

様式第5（要綱第15条第1項関係）

説明会実施状況報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

埼玉県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

項 目	内 容	
大規模小売店舗立地法第○条第○項の規定による届出年月日	年 月 日	
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
説明会の周知方法		
第1回説明会	開催日時	
	開催場所	
	説明者	
	出席者	名
	議事の概要	
	陳述意見	
	陳述意見に対する応答	
第2回説明会	（ 同 上 ）	
第3回説明会	（ 同 上 ）	
その他		

- （備考）
- 1 各回の説明会の公告の写し、チラシ等の配布証明の写しを添付すること。
  - 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 3 ※印の項は記載しないこと。

様式第 6（要綱第 15 条第 2 項関係）

説明会を掲示に代えた報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

埼玉県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出年月日
- 3 掲示の場所及び期間

（備考） 1 掲示（様式第 3）の写し及び掲示をしていることが分かる写真を添付すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

意 見 書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

氏名又は団体名及び  
団体にあつては  
その代表者の氏名

住所又は団体にあ  
つてはその所在地

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。

なお、裏面の内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧に供されることを了承  
します。

○意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項」についての意見をお書きください。
- 2 〈おもて〉（この面）に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。
- 3 裏面の意見の内容は、日本語により、意見の理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がされてから4か月以内に提出とされていますので縦覧期間終了日までに下記に届くようにしてください。

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課商業担当

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

意 見 書

意見提出者の氏名又は 団体名及び団体にあっ てはその代表者の氏名	
意見提出者の住所又は 団体にあつてはその所 在地	

※ 縦覧に附されて差し支えない場合のみ、氏名、住所等を記載してください。

大規模小売店舗の名 称	
大規模小売店舗の所 在地	
意見の対象となる生 活環境の保持のため 配慮すべき事項	
意見の内容	

様式第8（要綱第19条関係）

添付書類変更願

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第○条第○項の規定に基づく下記届出（ 年 月 日届出、受理番号 ）の添付書類の変更について、ご承認ください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類  
（変更前）  
（変更後）
- 3 変更する理由

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第9（要綱第22条第1項関係）

届 出 取 下 書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第○条第○項の規定に基づく届出（ 年 月 日届出、受理番号 ）について、下記の理由により取り下げします。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 取り下げの理由

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。